

令和8年度奨学のための給付金（通常申請）について

（和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項）

制度の概要

和歌山県文化学術課では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当する世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

※本件の申請手続は、高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金申請（認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度）とは別の手続になりますのでご注意ください。

対象となる世帯

●令和8年7月1日現在、次の全てに該当している世帯が対象です。

1 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。

2 次のいずれかを満たしていること。

- ・保護者等の令和8年度（令和7年中）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が0円（非課税）の世帯（以下、「**非課税世帯**」という。）
- ・保護者等の令和8年度（令和7年中）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が105,500円未満の世帯（以下、「**低所得世帯**」という。）
- ・保護者等の令和8年度（令和7年中）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯（以下、「**多子世帯**」という。）

3 生徒が「専攻科の生徒への修学支援」（授業料支援）制度の支給対象となる者であること。（新制度と旧制度があり、一部給付額が異なります。）

※ 新制度対象者は、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本の小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※ 上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

●以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・令和8年7月1日現在、在学している学校を休学している。
- ・生徒が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、見学旅行費又は特別育成費の対象となっている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ・保護者が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合

支給される金額

※以下のとおり、世帯状況、新旧の制度別により、支給額が異なります。

世帯状況	新制度	旧制度
非課税世帯	52,100 円	52,100 円
低所得世帯	17,370 円	10,420 円
多子世帯	13,030 円	10,420 円

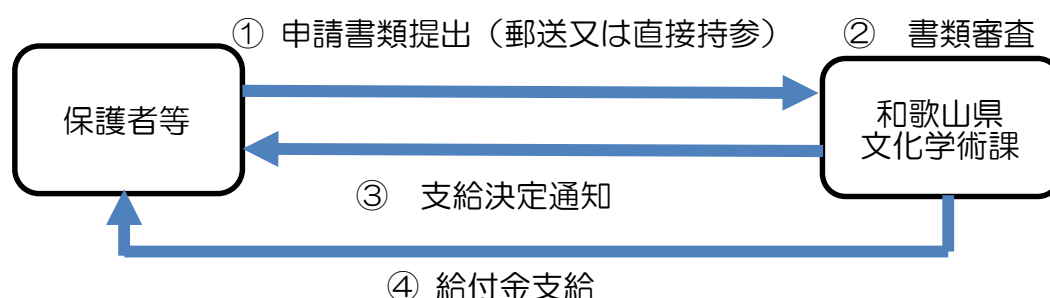
※以下、着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である場合（当該災害等につき1回に限る）に、給付を受けることができます。

※「制服の再購入に係る誓約書」と「罹災証明書等」の提出が必要です。

世帯状況	新制度	旧制度
非課税世帯	81,000 円	81,000 円
低所得世帯	27,000 円	16,200 円
多子世帯	20,250 円	16,200 円

申請から給付金の受取りまでの流れ

- ① 保護者等は郵送又は直接持参により、県へ申請書類を提出
- ② 県にて書類審査
- ③ 認定結果について県から保護者等へ通知文書を送付
- ④ 県から支給決定を受けた保護者等の口座へ給付金を入金



●支給時期

通常申請分の支給時期は、令和9年1月末頃を予定しています。

（お願い）

振込日に関するお問い合わせをいただくことがありますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、兄弟姉妹で同時に申請された場合でも、振込時期が異なることがあります。

申請に必要な書類

●提出書類

- ・受給申請書（表面）「1 申請についての確認事項」にチェックした項目に応じて、下表から必要な書類（○印がついたもの）を添えて申請してください。
- ・対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

申請についての 確認事項 チェック項目 添付書類	③ 以前の給付金 申請でマイナンバ ーが確認できる書 類を提出済みで す。※提出したかど うか不明な方はお手数 ですが再度提出をお願 いします。	④ 専攻科に在 学し、扶養す る子が3人以 上いるため、 扶養親族申告 書を提出しま す。	⑤ 和歌山県外 の学校に在学 しているた め、在学証明 書を提出しま す。
受給申請書	○	○	○
在学等証明書 ・別記第2号様式により学校に証明をしてもら ってください。 ※学校の在学証明書の様式でも、別記第2号様式 の内容を満たしている場合は可とします。	○	○	○
振込先の通帳のコピー ・金融機関名、支店名、口座番号、預金種別、 口座名義人（カナ）がわかる通帳の部分や カードのコピーが必要 ※ネットバンク等の口座情報画面等でも可	○ (※)	○ (※)	○ (※)
生徒本人の住民票（コピー不可） ※国籍が「日本」以外の生徒の場合は、在留資格・ 在留期間等が記載されたもの	○	○	○
保護者等全員のマイナンバー関係書類ま たは課税証明書 ・マイナンバー関係書類を提出する場合は、同封 の貼付等台紙（別記第4号様式）を併せて提出 してください。（住民票は貼付不可）		○ ③にもチェック した方は提出不 要	○ ③にもチェック した方は提出不 要
扶養親族申告書 ・マイナンバーを提出していない方については市 町村民税における扶養親族の記載が省略され ていない課税証明書添付が必要。		○	

※申請書表面の「以前の奨学給付金申請で記載した口座から変更しません。同じ口座への振り込みを希望します。」にチェックした場合は通帳の写しは添付不要となります。

○添付書類について、「課税証明書」の代わりに使用できる確認書類は、以下のとおりです。

- ・保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー可）
- ・自営業などの場合は、毎年6月に発行される納税通知書（コピー可）

○過去にDV・虐待等の被害を受けた方またはDV・虐待等の被害を受けるおそれのある方は、不開示申出書も併せて提出してください。（マイナンバー関係書類を提出する場合のみ）

申請期限

- 令和8年9月18日（金）まで（当日消印有効）
- 提出先 **郵送**又は**直接持参**により、下記までご提出ください。
※郵送でマイナンバー関係書類を提出する際は、本人確認書類（控え）を同封し、送達記録の分かる形式で提出をお願いします。（別記第4号様式）

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 奨学給付金担当あて

留意事項

●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いいたします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者の方から申請口座に関するお問い合わせをいただくことがあります。個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

●DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の申し出について

マイナンバー制度において、DVや虐待等の被害を受けて（DVや虐待等の被害を受けるとおそれがある方も含みます。）避難されている方については、避難先の住所・居所がある都道府県名又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、情報の不開示措置を申し出ることができます。

本件の申請手続において、個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』を提出される方で、情報の不開示措置を希望される方は、『DV・虐待等被害者に係る「不開示申出書」』を他の申請書類とあわせてご提出ください。

偽りその他不正の手段により給付金を受給したときまたは明らかに給付金を教育費以外の目的に使用したと認められるときは、受給した給付金を直ちに返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班

電話番号 073-441-2098